

事 務 連 絡
令和 2 年 1 月 1 5 日

公益財団法人柔道整復研修試験財団 御中

厚生労働省保険局医療課

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修の
申し込み方法の変更について

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修の受講手続き等については、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」（平成30年1月16日付保発0116第2号）別紙2の10に規定する研修要綱により取り扱っているところであるが、申し込み方法については、優先度の高さなどを考慮して受講者を決定する仕組みに変更することを検討願いたい。

変更する場合には、貴財団におかれては、申し込まれる方への周知を行っていただくとともに、その取扱いに遺漏のないようご配慮願いたい。

※「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」
（平成30年1月16日付保発0116第2号）別紙2の10

10 受講手続き等

受講手続き等については、登録研修機関の定める研修要綱に基づき行うこと。